

## 令和7年度

### 第32回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和8年2月10日（火曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第7号	非農地通知について

#### 出席委員（18名）

1番 井口 健

2番 中村 弘

3番 吉中 雅三

4番 曾根 光彦

5番 小方 保寛

7番 谷河 績

8番 藪 利昭

9番 小栗 誠二

10番 森 博克

11番 笠野 喜久雄

12番 山本 茂樹

13番 丸山 勝

- 14番 高倉 理行
- 15番 堀 良子
- 16番 湯川 徳弘
- 17番 貴志 年伸
- 18番 藤井 友彦
- 19番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

- 局長 中村 佳照
- 副 課 長 藤田 誠一
- 班 長 中居 一樹
- 企 画 員 西森 和子
- 企 画 員 森元 美沙
- 主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長(谷河 績) ただいまより、第32回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る1月28日、湯川委員、貴志委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、高倉委員、堀委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、12件ありま

した。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 3は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む知人が管理するとのことです。

No. 7は住所が・・・ですが、自身で管理するとのことです。

No. 11は住所が・・・ですが、売買を検討中とのことです。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で2件ありま

した。

内訳は、農業用倉庫2件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第13号に規定する電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置についての届出で1件ありました。

使用予定のない遊休線を除却し、老朽化が著しい電線については、新線への張替を実施するものです。

申請地は、工事に伴う工事用地として一時転用し、賃貸借します。

なお、和歌山県と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で1件ありました。

1月20日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。

1月13日付、1月20日付、1月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が1件ありました。

対象農地の面積は、田のみで961㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No. 1については、P35の議

案第6号農用地利用集積等促進計画に対する意見についてのNo. 150と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が4件ございました。

No.1 昭和55年から農業用倉庫として利用している。

No.2 平成12年頃から山林となっている。

No.3 平成10年以前から山林となっている。

No.4 昭和初期から住宅として利用している。

これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われま

す。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No.1は新規耕作で隣接する家屋を購入しブルーベリーを栽培予定、No.2は市街化区域で親から子への生前贈与で譲受人は近々和歌山に帰ってくるとのこと、No.3は新規耕作でミカンやレモンを栽培予定、No.4は親戚への贈与です。

また、No.1については現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No.1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、湯川委員さん報告願います。

◆16番（湯川 徳弘） 去る1月28日、貴志委員と現地調査を行いましたのでその内容について報告いたします。

本件は農地法第3条の規定による許可申請です。

場所は・・・共に屋敷に隣接しています。譲渡人、・・・、譲受人、・・・から移住してきます。

現地を確認して感じたことは、とても大きい屋敷で庭や蔵もある古民家です。

その屋敷の周囲に農地が1, 859㎡あります。

・・・は・・・から和歌山へ移住して農

業を継続したいと言う夢をもっておられました。

農業機械はガレージに一式あります。

・・・は畑地となっている土地に鉢植えしたブルーベリーを栽培するとの事で、岸和田で作っている方から指導を受けているようです。

母が・・・出身で自分も老後は和歌山で暮らしたいと言っていました。

本件については許可条件をクリアしており、本委員会も歓迎する旨を伝えました。

各委員の意見を頂きたいとお願い申し上げます。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） No. 2についてですが、申請書によると親子の贈与ということですが、子供さんは・・・にお住まいなので農地法第3条の趣旨からすると、耕作距離をもって不許可とは出来ないのは理解しておりますが、はたしてこの人がこれだけの距離があって農地を効率良く利用できるのか、また常時従事できるのか、先程事務局の説明の中に近々帰ってくる予定とありましたが、このことについて本人に事情を確かめていますか。

◆中居班長 父親が申請を行い、息子は印鑑証明を添付して実印を押した申請を行っています。

◆19番（岩橋 章博） 譲渡人から事情を聞いているのですね。

そうゆうわけで子供さんが近々帰ってくるならいつ帰ってくるのか、具体的な話は

聞いていません。

それから申請書によりますと大根とネギを作る。

2筆のうち1筆は花壇のような土地で、もう一つは236㎡でここで大根とネギを作りますと書いてあるだけなので、もう少し具体的な営農計画が必要と思います。

近々帰ってくるなら帰ってきてからの申請でよくないですか。

◆中居班長 岩橋委員の発言について補足ならびにご提案をさせていただきます。

本件についてですが父から子への贈与案件ということで、農地台帳上の世帯も同一であったことから世帯内の農地の名義変更であると考えておりました。

しかしながら岩橋委員のご指摘のとおり現時点では譲受人が・・・在住ということで居住地が離れており、通作距離に疑義があるとのことで、現在の基準では現地調査、事情聴取の対象にはなっておりませんが農業委員立会いのもと、聞き取りをしたのち再度議案を上程させていただければと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし、との声）

No. 2についていかがでしょうか。

◆3番（吉中 雅三） 事務局の提案どおり保留が良いのでは。

◆会長（谷河 績）

保留ということよろしいですか。

No. 2について保留として、いつ帰ってくるか等聞き取るということで、その他の案件は可決と決定してよろしいですか。

（異議なし、との声）

議案第3号No. 2は保留、その他の案件は可決と決定といたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定

による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。

申請人は、申請地西側にある備考記載の・・・を務める個人で、施設の利用者が増え、駐車場が不足していたことから、当該申請地を露天駐車場に転用し、賃貸借します。

なお申請人は、令和5年8月に3条許可を受け、耕作に取り組んでおりましたが、農業後継者もおらず、身体的負担が重くなり、体調を崩したことから転用するに至ったと経過書が添付されております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。なお、No. 1につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われま

す。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内の賃貸住宅に居住する個人で、現在の住まいが手狭になってきたことから、耕作地に近く利便性の良い、当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

・・・周辺での分譲開発工事の需要が高まり、今後も複数の開発工事を予定している中で、大型の資材置場を探していたことから、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。なお、No. 2につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われま

す。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

No. 37を先議とさせていただきます。吉中委員一時退席をお願いします。

……吉中委員退席……

◆西森企画員 番外 先議のため議案第6号No. 37について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、利用権設定の期間が満了し、再設定契約をするにあたり、農地中間管理事業による貸借を新規で設定するもので、使用貸借権、期間は2年、地目は田、面積は1,215㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 37について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 37は可決と決定しました。

……吉中委員着席……

続いて、No. 129についても先議とさせていただきます。

井口委員一時退席をお願いします。

……井口委員退席……

◆西森企画員 番外 先議のため議案第6号No. 129について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、利用権設定の期間が満了し、再設定契約をするにあたり、農地中間管理事業による貸借を新規で設定するもので、使用貸借権、期間は3年、

地目は田、面積は4,558㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 129について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 129は可決と決定しました。

……井口委員着席……

続いて、No. 37、No. 129以外について

◆西森企画員 番外 議案第6号No. 37およびNo. 129以外について説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、No. 1からNo. 144は、利用権設定の期間が満了し中間管理事業へ移行するもの、No. 145からNo. 161は新規、No. 162からNo. 233は中間管理事業の更新です。貸借権が27件、使用貸借権が204件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

面積は、先議分を含め全体で、田が432,216.53㎡、畑が35,085㎡、総面積が467,301.53㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 37、No. 129以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 37、No. 129以外についても可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

名草地区毛見で(77件、150筆)を貴志農業委員、南方推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書23件の提出がありました。

面積はすべて畑で63筆13,460㎡です。

議案書番号1から23について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われれます。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長(谷河 績) ほかに何かありませんか。

(なし、との声)

それでは、ご質問がないようでございますので第32回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会